

●香川県告示第82号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき場所の変更の届出があった。

令和8年4月3日

香川県知事 池 田 豊 人

1 変更年月日

令和8年4月1日

2 所在地

高松市寿町一丁目3番6号

3 名称

香川県農業協同組合

4 売りさばき場所

変更前 小豆郡小豆島町安田甲144番地89 ふれあいセンターうちのみ店

変更後 小豆郡小豆島町安田甲144番地142 内海支店